

北陸地域鳥獣対策ネットワーク会則

平成16年8月12日設立

平成17年11月7日一部改正

(名称)

第1条 本会は、北陸地域鳥獣対策ネットワーク（以下、「北陸鳥獣ネット」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、野生鳥獣に対する適切な保護・管理及び効果的な被害防止対策のあり方等に関する情報交換や被害防止対策の広域連携・機動的な実施など、効果的な被害防止対策の推進を図り、農林水産業の振興及び生物多様性の確保を図ることを目的とする。

(会員・賛助会員)

第3条 会員は北陸地域において野生鳥獣による被害防止対策を推進している地域段階の協議会等とする。

2 賛助会員は、全国の被害防止施設等の製造販売企業、専門家等とする。

3 本会の入会及び脱会を希望する者は、別に定める入会申込書及び脱会届書によるものとする。（また、登録の内容に変更が生じた場合は速やかに事務局へ通知するものとする。）

(活動)

第4条 第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

野生鳥獣に対する適切な保護・管理及び効果的な被害防止対策のあり方等に関する情報交換に関すること。

被害防止対策の担い手の育成・確保に関すること。

伝統的あるいは新しい被害防止技術など、被害防止対策に係わる専門知識の研鑽に関すること。

効果的な被害防止対策の広域的・機動的な実施に関すること。

会員相互の交流に関すること。

その他鳥獣対策に関すること。

2 前項の規定による活動のほか、北陸鳥獣ネットにおいては、製品販売等の営業活動は行わないものとする。

(経費等)

第5条 前条の活動に要する経費は実費負担とする。ただし、入会費や年会費等の会費の徴収は行わないものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1 会長 1名

2 副会長 1名

3 幹 事 2 名

(役員を選任)

第7条 役員は総会において、会員の中から選出する。

(職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職を代行する。

幹事は、役員会に参加し、活動の推進に当たる。

(任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただ再選を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の在任期間とする。

(会議の構成)

第10条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第11条 総会では次の事項を決議する。

活動の計画と報告

会則の改正

その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は会長、副会長及び幹事で構成する。

2 役員会は会長が招集し、次の事項を処理する。

総会提出議案に関する事

活動等の具体的な実施に関する事

地域の情報の収集や発信に関する事

その他必要のある事項

(事務局)

第13条 会の事務を処理するため、事務局を設置する。

当面、北陸農政局生産経営流通部農産課内に置くものとする。

(雑則)

第14条 会員は第4条に掲げる活動について、普段より相互に自主的に取り組むよう努めるものとする。

付 則

1 本会則は、平成16年8月12日から施行する。

2 本会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。